

令和元年度加賀市健やか親子21(第2次)の取り組み及び評価と令和2年度 of 取組み

資料1別冊

課題1 切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策

基本目標1 安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

NO	事業名	目的	事業対象および内容	実施時期・回数	実績	評価	令和2年度の取組
1	母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付時に、併せて保健指導・健康相談の機会を設け、妊婦の不安や妊娠期から出産時のリスクを軽減し、安心して妊娠出産を迎えることができるように支援する。	対象：妊娠の届け出をした妊婦 内容：母子健康シート記入内容のもと、面接相談を実施し、必要な保健指導・栄養指導を行う。	随時	母子手帳交付件数 362 11週以下の届出 95.0% (344件/362件)	昨年度は目標値である95.0%を達成した。	・継続
2	出産準備手当給付事業	安心して子供を産み育てることができるように、出産準備手当給付金を給付することで、未来の加賀市を担う次世代の育成を推進する。	対象：妊娠16週から産後14日までの妊産婦 内容：胎児1人につき、1万円を支給する。申請受付と同時に、保健師等が妊婦健診の経過や産前産後の支援内容の情報提供を行う。継続した支援が必要な妊婦には、利用者支援事業につなげる。	随時受付	給付申請者359件 給付割合 98.9%	母子健康手帳交付時と出産準備手当給付事業の手続き時に2回、妊婦に面接する機会があり、妊娠期の相談の機会となり、支援が必要な妊婦の把握の機会にもなっている。	
3	妊娠期パパママ教室	妊娠期から健康への知識を深め、出産及び育児を夫婦で体験等を通して学び、地域の子育て支援につなげる。	対象：妊娠5か月～出産前の妊婦及びパートナー 内容： ①妊娠中の体を考える、赤ちゃんの成長に必要な栄養と母のための食事について（講話・試食） ②赤ちゃんを迎えるための準備～助産師からのメッセージ～（講話・沐浴体験）	2回1コース 年18回実施 （日曜及び月曜）	151組 夫：119人 妊婦：150人	教室の参加率は26.2%とやや減少したが、初産婦参加率は56.5%と増加した。また、平成30年度より育児編をNPO法人かもママに委託し、令和元年度からは同伴参加の多い育児編を日曜日開催のみとして、夫の同伴しやすい体制をとしたところ、同伴参加率は89%と増加した（H30年度78.6%）。	NPO法人かもママに事業を育児編の事業は委託を継続。妊娠期からの父親の積極的な育児参加は、妊婦の精神安定をもたらすと言われている。育児編参加者のアンケートからも父親同士、不安や悩みの共有の場が必要であると考え、父親向け育児アドバイザーを配置して父親同士の交流の場を設ける。同伴参加しやすい日曜日開催とする。
4	妊産婦乳児健康診査	妊産婦健康診査を受け、妊産婦の健康状態と赤ちゃんの発育状況を把握し、安心・安全に産前産後の期間を過ごせるように支援する。	対象：妊婦、産婦、乳児 内容： ①妊婦健診（一部助産院でも可） 14回 妊婦健診助成事業：予定日超過健診 出産日までの妊婦健診（15回目以上）の健診費用助成 ②産婦健診 産後50日まで ③乳児健診 前期（生後3か月まで） 後期（9か月～13か月未満まで）	随時発行	①延4,437件 15回目以降 69件 ②344件 ③607件	出産までの健診費の助成により、妊娠期の健康管理と経済的負担軽減となっている。	・継続
5	歯科保健対策事業	生涯を通じて自分の歯で楽しい食生活を送ることができるよう、各ライフステージに応じた歯の健康教育、健康相談を行い、う歯や歯周病予防を推進し、市民の健康の保持増進、歯科保健を普及啓発する。	対象：①住民、②市内子育て支援センター、育児サークル、保育園（園開放）、親子つどいの広場等を利用する乳幼児とその保護者、③妊婦 内容： ①歯と口の健康週間事業を加賀市歯科医師会に委託 歯科健診とフッ素塗布に加え、令和元年度からは歯周病検診を拡大実施し、同日に特定健診を受診できる体制とし、大人の健康管理の機会を充実させる。 ②乳幼児のう歯予防対策事業（乳幼児と保護者に対し、歯科衛生士による教育） ③妊婦歯科健診を市内26か所の医療機関委託で実施（1回無料）。	①歯と口の健康週間行事 6月2日（日） ②むし歯予防教室 年7回 ③妊娠中1回	①509人 成人109人 子ども268人 ②保護者145人 幼児 85人 ③165人	①こども医療費無償化もあり、医療機関での健康管理ができる体制もあり、子どもの来場は年々減ってきている。 ②関心のある保育園等が、う歯予防の取り組みとして活用している。 ③妊婦が体調に合わせて受診でき、歯の健康に関心を寄せるきっかけとなった。 ・3歳2か月児むし歯のない3歳児の割合は89.5%と増加し改善がみられた（H30年度77.4%）。	①②③継続 ・歯科保健対策を妊娠期から切れ目なく実施するために、乳歯の萌出時期に合わせて、ブラッシング習慣につながる講座を②の中で意図的に開催する。

NO	事業名	目的	事業対象および内容	実施時期・回数	実績	評価	令和2年度の取組み
6	乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぎ、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援の情報提供を行う。支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに結びつける。	対象：新生児および乳児とその産婦は全件数（乳児家庭全戸訪問事業）、妊婦、乳幼児等は希望・必要者。 内容： ・妊産婦、新生児等の心身の状況把握と相談指導 ・育児に関する不安や悩みの把握及び相談指導 ・子育て支援に関する情報提供	生後4か月を迎えるまでの、全ての乳児のいる家庭	妊婦 実22人延43人 産婦 実380人延495人 新生児 実128人延165人 未熟児 実36人延66人 乳児 実239人延252人 幼児 実104人延13人 その他 実36人延66人 （再掲：乳児家庭全戸訪問支援事業としては380件、実施率100%）	妊婦の訪問は年々増加傾向である。妊娠期から、支援者がいない、不安が強い、生活面の不安があるなど、継続支援が必要な妊婦を訪問等で継続支援して、出産期・育児期へと切れ目ない支援を実施している。妊婦の不安や困り感に寄り添い関わることにより、関係性が良好となり、困ったときに早めに相談が入るようになった。	・継続 ・県モデル事業「妊娠期の相談支援強化事業」と連動した支援を行う。（別紙参照）
7	訪問指導	家庭訪問により、個別の母子の状況に合わせた指導・助言により母親の育児不安等を軽減し、育児能力を高め、子育てを楽しめる環境を整備することで、母子の心身の健康保持増進を図る。	対象：加賀市に住所があり在住している家庭で、出産後1年以内で体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭や、日中家族等の育児や家事の援助がない家庭 内容：産褥期の母体保護を目的に産後援助する者がいない産婦にヘルパーを派遣し、育児及び家事を行う（1回2時間以内）。	随時	養育支援訪問事業の育児家事援助として 実7人、延66件 初回面接者8人	妊娠届出時や出産準備手当給付申請時に妊婦の支援状況を伺い、支援につなげている。産後、一番大変な時期に利用できることで、母体の心身の回復につながっている。申請者8人の内訳は、支援なし6人、母の精神疾患2人、母の持病1人、要保護家庭1人（複数回答）	・継続
8	産後家庭支援ヘルパー派遣事業（養育支援訪問事業-育児家事援助）	出産後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭に対して、育児や家事等を援助し、母親の体調の回復と産後の生活を支援する。	対象：家族から十分な家事や育児などの援助が受けられない産婦及びその子で産後に心身の不調や育児不安のある者 内容：「宿泊型」「通所型」「訪問型」により以下の内容を委託する ・母体ケア、乳児ケア、育児に関する指導等、心身のケア、育児サポート ・助産師連絡会等で対象者を検討する。	出産の日～1歳未満の産婦（20回まで） 多胎出産の場合（25回まで）	＜平成30年度＞ 宿泊 実1人延5日 通所 実2人延2回 訪問 実4人延15回 ＜令和元年度＞ 宿泊 0人 通所 1人 訪問 0人	要保護家庭の産婦が利用した。産後の支援がなく、利用することで母体の心身の回復とともに、子への愛着形成を育むことができた。令和元年度は5件の利用希望の申請はあったが、訪問等で支援できて利用に至らなかった。	・対象者となる妊婦には妊娠期から事業を紹介しつなげていく。
9	産後ケア助成事業	産後支援が必要な母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援体制を確保することで、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行う。	対象：令和元年度に生後4か月を越え9か月に達しない乳児 内容：身体測定、外科・内科診察、発育・育児・栄養の指導・相談 健診、教室の機会を捉えての保健指導、相談、予防接種勧奨	宿泊型：産科医療機関に委託 通所型・訪問型：開業助産師に委託	＜平成30年度＞ 386人 （100%） ＜令和元年度＞ 300人 （98.0%）	95%超える受診は維持している。未受診者の全数把握も実施している。	・健診情報のデータ化を図るため、4か月半児健診、1歳6か月児健診、3歳2か月児健診の案内の時に、デジタル化健康管理に関するチラシとOCR用問診票の送付を開始する。（別紙参照）
10	4か月半児健診	乳児期は、発達が著しく、身体発育及び精神発達の面から、発達状況をチェックする上で最も重要な時期である。4か月半時に心身障害の早期発見、早期治療に努めるとともに、発達面や育児面での問題、日常生活の相談に応じ乳児の健全育成を図る。	対象：令和元年度に生後4か月を越え9か月に達しない乳児 内容：身体測定、外科・内科診察、発育・育児・栄養の指導・相談 健診、教室の機会を捉えての保健指導、相談、予防接種勧奨	年21回	＜平成30年度＞ 386人 （100%） ＜令和元年度＞ 300人 （98.0%）	95%超える受診は維持している。未受診者の全数把握も実施している。	・健診情報のデータ化を図るため、4か月半児健診、1歳6か月児健診、3歳2か月児健診の案内の時に、デジタル化健康管理に関するチラシとOCR用問診票の送付を開始する。（別紙参照）
11	1歳6か月児健診	1歳6か月児のすべてに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防等の指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。	対象：平成30年度に1歳6か月を越え満2歳に達しない幼児 内容：身体測定、内科・歯科診察、歯の指導・相談、育児・栄養の相談 保護者等の視点に立って、保護者等の不安解消に向けた支援	年20回	＜平成30年度＞ 381人 （97.4%） ＜令和元年度＞ 338人 （97.4%）		

NO	事業名	目的	事業対象および内容	実施時期・回数	実績	評価	令和2年度の取組み
12	3歳2か月児健診	3歳児のすべてに対して健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止する。また、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する相談・指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。	対象：平成30年度に満3歳を越え満4歳に達しない幼児 内容：身体測定、内科・歯科診察、視力検査、聴力検査確認、検尿、ことばの指導・相談、育児・栄養・歯の相談	年21回 ※コロナで3月健診延期のため全19回実施	＜平成30年度＞ 411人(96.9%) ＜令和元年度＞ 378人(96.2%)	95%を超える受診は維持している。未受診者の全数把握も実施している。	・小児科医との検討会にて、簡易的に検査ができて精度の高い「スポットビジョンスクリーナー」による目の屈折検査の要望があり導入する。 (別紙参照)
13	7か月児離乳食教室	発達・離乳食について講話やデモンストレーションを通して学ぶことにより、育児不安を軽減し適切な食生活・育児ができるよう支援する。	対象：7か月になる児と保護者 内容：児の発育・成長を学び、それに合わせた離乳食について学習する場とする。	月1回	＜令和元年度＞ 194組	60%を超える参加となっている。離乳食や児の発達についてわかるように保護者等が聞きたいことがわかるように取り組んでいる。	
14	10か月児子育て教室	児の成長や発達による個人差も大きくみられるため、この時期に育児に関する情報提供や相談の機会を設けることで、保護者の育児不安の軽減を図る。	対象：10か月になる児と保護者 内容：成長・発達の重要な時期に遊びや発達・離乳食について情報提供を行い、保護者の育児力を高める場とする。	月1回	＜令和元年度＞ 216組		・継続
15	予防接種	接種に適した時期に予防接種を受けることで、地域で一定の接種率を確保し、病気の流行を防ぐ。	対象： ① 生後3か月から7歳半に至るまでの者 ② 1期 1歳から2歳に至るまでの者 2期 5歳以上7歳未満の者 ③ 生後5か月から1歳に至るまでの者 内容：平成30年度の下記ワクチン接種者 ① 四種混合(初回)ワクチン接種終了者 ② 麻しん風しん(1期)ワクチン接種者 ③ BCGワクチン接種者	通年 医療機関委託	① 383人 ② 391人 ③ 334人 ※1歳6か月児健診時点の接種率(目標値) ①99.4% (98.0%) ②95.7% (97.0%) ③99.1% (98.0%)	四種混合(初回)及びBCGの接種率は目標値を達成し、目標値を達成していないものの早期の接種が望ましい麻しん風しん(1期)予防接種の接種率は平成30年度より継続して実施している接種開始時期案内葉書により平成30年度より3.6ポイント上昇し、目標値に近づいている。 また、乳児期に接種する予防接種種類が増えているため、1歳6か月までに接種を終了できない者がいる。	・継続 ・令和2年10月から、ロタウイルスワクチン接種の実施(定期予防接種：別紙参照)
16	母子健診情報デジタル化事業	志野デジタル化推進の一環として、市が保有する乳幼児健診(母子健診)結果を電子データ化し、スマートフォンアプリで閲覧できるアプリの導入により、子どもの健康管理に対する意識の向上と保護者の利便性向上を目的とする。	①母子健診情報のデジタル化とアプリの開発・導入 ②市民への周知・啓発と講演会の開催	新規事業	新規事業	新規事業	別紙参照

課題2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

基本目標2 次世代の健康を育む保健対策の充実

NO	事業名	目的	事業対象および内容	実施時期・回数	実績	評価	令和2年度の実績
1	食に関する講座	健全な食生活の実践のため、食に対する知識や食を選択する力を育むことをねらいとする。	保育園・学校・地域での食に関する講座等の実施	通年 地域 ①市・保健推進員 ②食生活改善推進員 保育園での食育 小・中学校での食育	地域…①9回 ②58回 保育園…全保育園 学校…全小中学校	地域の食生活推進員や保健推進員など、各団体の協力を得ながら実施している。	・継続

課題3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基本目標3 地域の関係機関との連携を深め、親が孤立しない地域づくりの推進

NO	事業名	目的	事業対象および内容	実施時期・回数	実績	評価	令和2年度の実績
1	子どもの命を大切にする啓発事業	生まれてくるお腹の赤ちゃんを妊産婦を社会全体で温かく迎えられるまちづくりの実現を目指す。	①「お腹の赤ちゃんを大切にする」啓発イベント・命のはじまり講演会、赤ちゃんフォト展示等 ②「お腹の赤ちゃんを大切にする」啓発講演会 ③小中学校向けの家庭教育支援事業（生涯学習課、赤ちゃんとの触れ合い同時実施）と共同で助産師派遣の出前講座実施（小学4年生以上対象、令和元年度から3か年で全小学校に巡回予定） ④母子健康手帳交付時に「いのちを大切にする啓発チラシによる周知と併せて、妊婦にマタニティキーマーホルダー配布	①7月13日（日） ②8月3日（日） ③小学校 6校 ④母子手帳交付時	①健康フェスタと同時開催 ②福祉大会と同時開催 400人 ③小学生 262人 ④362件	①②イベントと同時開催することで、命の大切さを子どもから大人までの様々な年代の市民に啓発できた。 ③の出前講座では、生涯学習課と共催で赤ちゃんのふれあい体験を通して、小中学生に「命を大切にする」を考える機会をもつことができた。 ④マタニティキーマーホルダーを身につけることで、周囲が妊婦に配慮しやすい環境づくりを支援できた。	①7月の健康フェスタにて啓発イベントにより市民に周知を図る。→新型コロナウイルス感染症防止のため中止。 ②NPO法人かもママの開催する「産声フェスタ」11月3日（祝）は同じ「命を大切にする」を改めて考える機会であることから、と同時開催することで、周知啓発を強化する。③④継続

課題4 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

基本目標4 親が感じる育てにくさの問題点の所在を見極め、親に寄り添う支援

NO	事業名	目的	事業対象および内容	実施時期・回数	実績	評価	令和2年度の実績
1	親子遊びの教室	子どもと親が小グループで、遊びを通じてふれあい語り合うことにより、子どもの健やかな発育、発達を促進する。 養育者の不安の軽減を図り、精神的に安定した育児環境を持てるように支援する。	対象：発育・発達上で経過観察の必要な児や、育児不安をもっている親 内容：教室コース（設定日、開放日）、相談コース（心理相談4回を設定日に実施） 保育士・臨床心理士・保健師・栄養士と多職種で、親に適切な養育方法、養育態度を体験的に指導する。 開放日は平成元年度から子育て支援センターにて開催。	4回1コース 年3コース実施 開放 年6回実施	延44人	親子の遊びからの子の育ちを支援する場となっている。 教室の場から、地域の遊びの場に参加者がつながれるよう「子育て支援センター」における開催日を設けたことで、母子の孤立防止にもつながっている。	・継続

2	乳幼児相談	○乳児相談:保護者に対し、発達、育児、栄養等の相談や支援の場として設置し、子育てをする上での不安解消につなげ、乳児の健全育成を図る ○幼児相談:育児環境や親子関係により、情緒や発育に障害を起こす可能性のある幼児を早期に発見し、適切な指導等の援助を行い、幼児の健全な発育発達を支援する。	対象:4か月半児健康診査、7か月児離乳食教室及び10か月児子育て教室における経過観察が必要な者、幼児健康診査(1歳6か月児健康診査、3歳2か月児健康診査)において経過観察が必要な者や、保護者への個別のカウンセリングが必要と思われる者 内容: ①(定例相談)健診で経過観察が必要となった者 ②(随時相談)希望者	①月1回 乳幼児 ②随時	<平成30年度> ①乳児 延41件 幼児 延79件 ②随時 延286件 (転入対応118件含) <令和元年度> ①乳児 延42件 幼児 延74件 ②延200人	乳幼児健診後の経過観察の場として、保護者と乳幼児の発育発達を一緒に確認し、子育てをする上での心配や困り感に寄り添い、必要時は継続支援や訪問、随時面談等にて個別対応をしている。乳幼児相談日に都合が悪い場合は、随時相談等に対応している。特に、4か月半健診にて経過観察となった場合は、乳児相談に限らず、7・10か月教室においても継続して相談できる配慮をしている。	・継続
3	ケース検討 (関係機関との連携)	支援が必要な児(要保護家庭、医療的ケアが必要な児など)とその家族の対して、関係機関と連携しながら、支援方法を検討し、児が健やかに成長できるよう、子育て環境を整え、安心して児と家族が生活し続けられるように支援する。	対象:支援が必要な児(要保護家庭、医療的ケアが必要な児など)とその家族 内容:医療機関における退院時カンファレンスや支援会議など支援を検討し、保護者の状況や意向を踏まえながら、関係機関と役割分担を検討し、子育て環境を整える。家族のメンタルケアも平行して実践する。	随時	ケース検討 延65件	支援体制構築のため関係機関と役割分担を明確にしている。チームで家族のニーズや反応を確認しながら継続支援体制をとっている。	・継続
4	3部署ミーティング	妊娠期、出産期、子育て期の切れ目のない支援の充実を目指し、健康課、子育て応援ステーション、こども育成センターが連携し、適切な支援を行うため、乳幼児を中心とした発育・発達や養育及び療育支援が必要な親子に関する情報の共有や3部署の連携のあり方等協議するためミーティングを開催する。	3部署(健康課、子育て応援ステーション、こども育成相談センター) 内容:乳幼児健診後等の療育・養育支援が必要な親子の状況把握と支援方針の検討、事例による3部署のつながりと相互の情報交換及び連絡調整等	年6回 この他随時関係者で実施	7回開催 ケース検討 48件	ケースを通して、3部署の役割分担や連携の在り方を検討して実施できてきており、お互いの機能を高める場となってきた。特に、就学時の支援をお互いの機関でケース共有をして役割分担することで、就学児を持つ保護者が相談しやすい支援強化につながっている。	・継続

課題 5 妊娠期からの児童虐待防止対策

基本目標 5 妊娠届出や各種母子保健事業を通して、虐待の早期発見と防止

NO	事業名	目的	事業対象および内容	実施時期・回数	実績	評価	令和2年度の取組み
1	養育支援訪問事業 (専門的相談支援)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士などが所の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	対象: 養育支援が特に必要と認められる家庭 内容: 短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど密度の濃い支援、適切な養育が行われるよう専門的支援を行い、必要に応じて他機関と連携する。	随時 個々の状況に応じてタイムリーに支援する。	<平成30年度> 586件 <令和元年度> 609件	子育て応援ステーションと連携して、自宅を訪問し、家庭や家族の理解を深めながら、生活基盤を整えて、安心して子育てができる環境を整えている。 養育に関する助言や、継続支援をととして、母親が育児に自信が持てたり、安心感につながっている。	・養育支援が必要な家庭を把握し、継続実施する。
2	助産師連絡会	妊娠期・新生児期の早期から育児支援等のあり方の検討を通し、母子の健康の保持増進、健全育成を図る。育児困難や児童虐待を予防する。	対象: 南加賀保健福祉センター保健師、委託開業助産師・産後家庭支援ヘルパー事業委託NPO団体代表、市内産科助産師、子育て支援課ひとり親相談員、子育て応援ステーション職員、市保健師 ※市内産婦人科医療機関の助産師も参加することで保健・医療の連携を強化する。 内容: 気になる妊産婦、新生児および乳児の支援の確認と検討 南加賀保健福祉センター主催の母子保健福祉支援事例検討会と共催	月1回	<平成30年度> 年間12回開催 ケース検討数 延1,053件 <令和元年度> 年間12回開催 ケース検討数 延1,135件	・特定妊婦や要支援妊婦の把握と継続支援件数は増加しており、ケース検討数は年々増加している。 ・支援者や関係機関が一同に会して、情報共有と支援方針を検討し、連携した支援につなげる場となっている。地域の社会資源の情報についても共有でき、活用できる場になっている。	・継続
3	利用者支援事業 (母子保健型)	子ども・子育て支援法第59条第1項に基づき、母子保健型として保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援により安心・安全に子育てができるように支援する。	対象: ①妊娠届出をした妊婦全員②妊娠届出時等妊娠期に把握した、支援が必要な妊婦(精神疾患、若年、シングル、経済的に困窮している等の妊婦、産後の支援がない等、産後の育児困難が予測される妊婦) ・健診データの所見や生活面(食・労働等)の状況から、母体の危険や低出生体重児の出生等につながる可能性のある妊婦 内容: ①妊娠届出時等、全妊婦に相談窓口、担当保健師を紹介したカードを配布 ②妊娠届出時等で支援が必要な妊婦を把握したら、「加賀市妊娠ライフプラン」を作成し、出産準備手当給付事業申請時や訪問にて面接。 ・把握した情報に基づき、利用できる母子保健サービス等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行う。 ・妊娠中、出産後の心と体のこと、子どもの発達、子育て等の個々の相談に応じた対応する。	随時個々の状況に応じて、見直しをしながら、本人の意向を踏まえてタイムリーに支援する。	<平成30年度> 母子健康手帳交付時 相談件数(転入時も含む)383人 内: 妊娠ライフプラン 対象者(要支援妊婦) 122人(31.8%) <令和元年度> 母子健康手帳交付時 相談件数(転入時も含む)383人 内: 妊娠ライフプラン 対象者(要支援妊婦) 129人(33.7%)	母子手帳交付時、出産準備金申請やパパママ教室など、機会をとらえ、すべての妊婦に面接を行うことができている。 産後の支援がない場合は、妊娠期から各サービスの手続き支援を行い、環境調整も含め具体的な支援が早期からできている。	・引き続き、将来的な育児の困難さがないか、虐待予防の視点も持ち、早期から支援する。
4	子ども支援連絡会	すべての要保護児童等多機関が関わるケースの途切れない支援の連携体制と協力要請を目的に開催する。	子育て応援ステーション主催 対象: 子育て支援課・児童相談所・児童家庭支援センター・教育委員会、健康課の実務者 内容: 要保護児童のケース進行管理と支援の方向性の確認及び検討	月1回	年間12回参加	子育て応援ステーションをはじめとしたケース会議、関係機関との情報共有と進行管理を定期的実施でき、継続支援の検討につながっている。	・継続参加